



# 熊本県公報

号外第9号

平成24年3月12日(月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登載依頼

- 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…… (警察本部警務課) 1

### 登載依頼

#### 熊本県公安委員会規則第1号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月12日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県警察の組織に関する規則(平成6年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 警察学校(第42条・第42条の2)」を  
「第3章 市警察部(第42条-第46条)」を  
第4章 警察学校(第42条-第46条)

に、「第4章」を「第5章」に、「第43条・第44条」を「第49条・第48条」に、「第5章」を「第6章」に、「第45条・第46条」を「第50条・第51条」に改める。

第41条第1項中「広域捜査官」の次に「及び性犯罪捜査指導官」を、「暴力対策官を」の次に「、交通指導課に被害者連絡調整官及び交通事故事件捜査統括官を」を、「警備対策官」の次に「及び警衛指導官」を加え、同条中第12項を第15項とし、同条に次の1項を加える。

16 警衛指導官は、上司の命を受け、警衛警備の指導及び調整に関する事務を処理する。  
第41条中第11項を第14項とし、第10項を第11項とし、同項の次に次の2項を加える。

12 被害者連絡調整官は、上司の命を受け、交通事故事件に係る被害者支援の総括及び指導に関する事務を処理する。

13 交通事故事件捜査統括官は、上司の命を受け、交通事故事件捜査の指導及び調整に関する事務を処理する。

第41条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 性犯罪捜査指導官は、上司の命を受け、性犯罪捜査の指揮、指導及び調整に関する事務を処理する。

第46条中「及び」を「、市警察部、熊本県警察学校及び」に改め、同条を第51条とする。

第45条を第50条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第44条を第49条とする。

第43条を削る。

第4章を第5章とする。

第3章中第42条の2を第48条とし、第42条を第47条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 市警察部

(熊本市警察部の分課)

第42条 熊本市警察部(以下「市警察部」という。)に庶務課を置く。

(庶務課)

第43条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 熊本市の区域内における警察の運営に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 熊本市その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 市警察部の庶務に関すること。
- (4) 部内の連絡及び調整に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

(課長)

第44条 庶務課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、庶務課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(政策企画官)

第45条 市警察部に政策企画官を置く。

2 政策企画官は、上司の命を受け、市警察部に属する重要事項についての企画、立案、指導その他特命事項に係る事務を総括整理する。

(部付)

第46条 市警察部に部付を置くことができる。

2 部付は、熊本市警察部長に直属し、下命の事務を処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(熊本県警察国有物品管理規則の一部改正)

2 熊本県警察国有物品管理規則(昭和39年熊本県公安委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、機動隊」の次に「、熊本市警察部庶務課」を加え、同条第2項中「隊長」の次に「、熊本市警察部庶務課においては課長」を加える。